

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年10月6日(2023.10.6)

【公開番号】特開2021-75697(P2021-75697A)

【公開日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2021-023

【出願番号】特願2020-168317(P2020-168317)

【国際特許分類】

C 09 D 11/328(2014.01)

10

C 09 B 67/22(2006.01)

C 09 B 67/20(2006.01)

C 09 B 43/14(2006.01)

B 41 M 5/00(2006.01)

B 41 J 2/01(2006.01)

【F I】

C 09 D 11/328

C 09 B 67/22 C

C 09 B 67/20 K

C 09 B 43/14

20

B 41 M 5/00 120

B 41 J 2/01 501

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月27日(2023.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

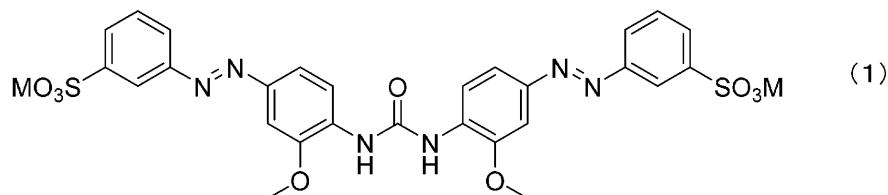
【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

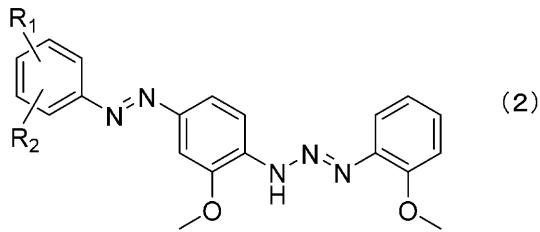
第1の色材及び第2の色材を含有するインクジェット用の水性インクであって、前記第1の色材が、下記一般式(1)で表される化合物であり、前記第2の色材が、下記一般式(2)で表される化合物であることを特徴とする水性インク。



40

(前記一般式(1)中、Mはそれぞれ独立に、水素原子、アルカリ金属、アンモニウム、又は有機アンモニウムを表す。)

50



(前記一般式(2)中、R₁及びR₂はそれぞれ独立に、水素原子、-COOM、又は-SO₃Mを表し、Mはそれぞれ独立に、水素原子、アルカリ金属、アンモニウム、又は有機アンモニウムを表す。) 10

【請求項2】

前記水性インク中の前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量(質量%)に占める、前記第2の色材の含有量の割合(質量%)が、0.20質量%以上2.00質量%以下である請求項1に記載の水性インク。 20

【請求項3】

前記水性インク中の前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量(質量%)に占める、前記第2の色材の含有量の割合(質量%)が、0.50質量%以上1.00質量%以下である請求項1又は2に記載の水性インク。 20

【請求項4】

前記水性インク中の前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、2.500質量%以上6.500質量%以下である請求項1乃至3のいずれか1項に記載の水性インク。 20

【請求項5】

前記水性インク中の前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、3.000質量%以上6.000質量%以下である請求項1乃至4のいずれか1項に記載の水性インク。 30

【請求項6】

前記水性インク中の前記第1の色材の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.100質量%以上10.000質量%以下である請求項1乃至5のいずれか1項に記載の水性インク。 30

【請求項7】

前記水性インク中の前記第1の色材の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.500質量%以上6.500質量%以下である請求項1乃至6のいずれか1項に記載の水性インク。 40

【請求項8】

前記水性インク中の前記第2の色材の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.010質量%以上5.000質量%以下である請求項1乃至7のいずれか1項に記載の水性インク。 40

【請求項9】

前記水性インク中の前記第2の色材の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、0.010質量%以上1.000質量%以下である請求項1乃至8のいずれか1項に記載の水性インク。 40

【請求項10】

前記水性インク中のすべての色材の合計含有量(質量%)に占める、前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量の割合(質量%)が、10.0質量%以上である請求項1乃至9のいずれか1項に記載の水性インク。 50

【請求項11】

前記水性インク中のすべての色材の合計含有量(質量%)に占める、前記第1の色材及び

前記第2の色材の合計含有量の割合(質量%)が、20.0質量%以上である請求項1乃至10のいずれか1項に記載の水性インク。

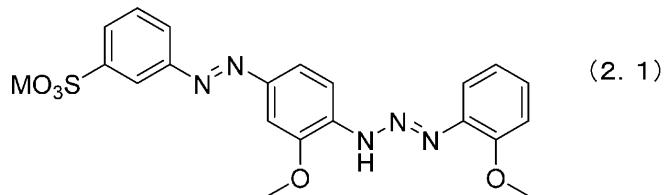
【請求項12】

前記水性インク中のすべての色材の合計含有量(質量%)に占める、前記第1の色材及び前記第2の色材の合計含有量の割合(質量%)が、100.0質量%以下である請求項1乃至11のいずれか1項に記載の水性インク。

【請求項13】

前記第2の色材が、下記一般式(2.1)で表される化合物である請求項1乃至12のいずれか1項に記載の水性インク。

10



(前記一般式(2.1)中、Mは、水素原子、アルカリ金属、アンモニウム、又は有機アンモニウムを表す。)

20

【請求項14】

インクと、前記インクを収容するインク収容部とを備えたインクカートリッジであって、

前記インクが、請求項1乃至13のいずれか1項に記載の水性インクであることを特徴とするインクカートリッジ。

【請求項15】

インクをインクジェット方式の記録ヘッドから吐出して記録媒体に画像を記録するインクジェット記録方法であって、

前記インクが、請求項1乃至13のいずれか1項に記載の水性インクであることを特徴とするインクジェット記録方法。

30

40

50